## IT業界における長時間労働と対策の現状

## はじめに (情報労連の概要)

- (1) 情報労連の正式名称は「情報産業労働組合連合会」、発足は1962年。
- (2) 組織数 271、組織人員 20 万 8,500 人。 主要労働組合は、NTT労組、通信建設労働組合、KDDI労組、アイネス労組で組 織人員の 9割を占めており、情報通信業、情報サービス業を中心とした産別労組。
- (3) I T企業を対象とした情報労連「ソフトワーカー実態調査」を 1993 年から実施し、 労働時間や賃金や経営課題等を毎年調査。調査協力企業は、組織内外の I T企業 300 社 程度。

## 1. IT業界における課題等

## (1) 1990 年代以降の情報システム産業の変遷

2000 年代後半から労働環境の悪化が相次ぎ、受託開発ビジネスが限界に。多重下請けと人月ビジネスの横行等により、業界全体の魅力が低下。

- ① 90年代前半、メインフレーム事業の悪化、オープン化・ダウンサイジングの進展。 ソフト・サービス事業へシフト。
- ② 90 年代後半、フルオーダーメイドの受託システム開発が中心に。労働集約型ビジネスを支えるため、多重下請け構造が形成。
- ③ 2000 年代後半以降、開発案件の増減の調整弁となった請負会社の労働環境等が悪化。「新3K」等のイメージが醸成。ネガティブなイメージが蔓延し業界全体の魅力低下。

## (2) デジタル革命とIT人材の不足

- ① IoT/ビッグデータ、AI等の新たな技術の進化に伴い、ユーザー企業等からは、 受託開発ビジネスから新たなビジネスにつながる価値提案を求められ、ますますそ の傾向は強まっている。
- ② 政府も、経済成長、国際競争力の向上の観点から、IT/ICT、AI等を活用した第 4 次産業革命を国家戦略と位置づけ、セキュリティ対策の強化も含め、IT/ICT人材の育成・確保が急務としている。総務省は、2025年にはIT/ICT人材が 100万人程度不足していると推計している。
- ③ このような中、国会審議において、I T業界で働く労働者の長時間労働が問題視され、厚生労働省は、経済産業省とも連携し、I T業界で働く労働者の長時間労働削減対策に向け、「I T業界の長時間対策事業」として検討会を立ち上げ、課題の抽出や支援策を検討し、i)企業アンケート及び労働者アンケートの実施、ii)企業ヒアリ

ングの実施、iii) 企業向けセミナーの開催 (2月実施:東京・大阪・名古屋)、iv) 現状の課題や課題解決に向けた取り組み事例を内容とする Web ページの公開——の取り組みを展開した。

④ 大手のIT企業においては、人材確保や人材流出抑制、生産性向上等、ダイバーシティ経営推進の観点から、WLBの推進、働き方の見直し等の取り組みが徐々に進展してきているが、多重下請け構造の中、「納期」絶対的な考え方のもと、中小企業やそこで働くIT労働者に「しわ寄せが」との指摘もあり、ユーザー企業をも巻き込んだ産業界全体の取り組みが求められている。

## 2. IT業界の労働・取引等の現状

I T業界における現状については、情報労連「ソフトワーカー実態調査」(以下、SW 調査) 結果を踏まえ、①労働時間等、②取引関係、③経営課題——に絞り、以下報告・共有する。

## (1) 労働時間等(2016年調査)

## ① 年間総労働時間

減少傾向にあるが「2000時間」を超える水準で高止まりしている。また、年休の 平均取得率は、60.9%と全産業平均より高いものの、ここ 10 数年大きな変化は見ら れない。

## ② 規模別の年間総労働時間

小規模事業者ほど長時間労働の実態にあり、「100 人未満の企業が 2060 時間」となっている。ただし、所定内労働時間の長短が影響しており、時間外労働時間では、「1000 人以上の企業が 259 時間」と「100 人未満企業の 213 時間」を上回っている。

<参考: SW実態調査より>

年間総労働時間(平均)=①+②-③					
			①所定時間	②時間外	③年休取得
総計		2030 時間	1890 時間	228 時間	88 時間
企業規模	100 人未満	2060 時間	*1922	*213	76
	~299 人	2022 時間	1862	226	86
	~999 人	1999 時間	1862	241	104
	1000 人以上	2005 時間	*1852	*259	106
タイプ別	元請型	2064 時間	1881	274	91
	中間型	2013 時間	1883	218	88
	下請型	2044 時間	1899	229	84
	独立型	2048 時間	1925	204	81
組合	組合あり	1995 時間	*1836	*264	106
	組合なし	2049 時間	*1920	*208	79

## ③ 特別条項付き36協定内容

- 1) 1ヶ月の特別延長時間は平均値が「93.4 時間」、1年では平均値が「724.2 時間」 の設定となっている。
- 2) 設定時間の比率でみると、1ヶ月「45時間超え~80時間以下」が55.1%、いわゆる過労死ラインといわれる「80時間超え」が44.9%となっている。
- 3) 1年間では、「360時間超え~600時間以下」が12.7%、「600時間超え~900時間以下」が78.0%、「900時間超え」が9.3%となっている。

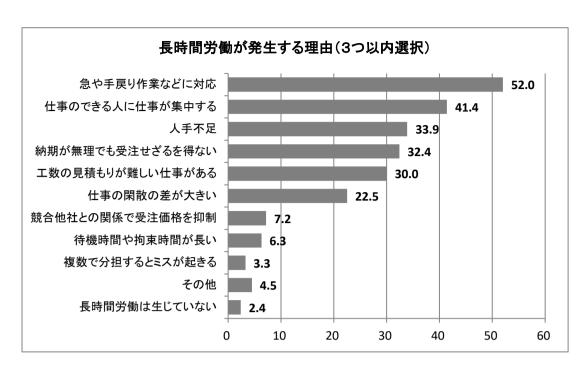
## ④ 採用と退職の現状

- 1)性別の構成は、企業規模に関わらず、男性82.3%、女性17.7%と極めて女性比率が低位。
- 2) 採用者と退職者の状況は、2014年調査以降は、採用が退職者を上回る状態が継続している。
- 3) 採用をめぐる状況は、「予定どおり採用できていない」とする企業が増加傾向。 4割近くの企業が「予定どおり採用できていない」との回答。
- 4) 退職の現状は、自己都合退職の比率が 84.7%。自己都合退職者に占める勤続3 年以内での退職者比率は、100人未満の企業では、4割となっている。
- 5) なお、客先常駐者比率が高い企業ほど、自己都合退職が多い現状にある。

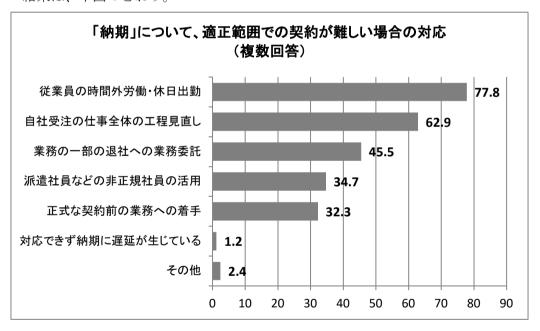
## (2) 取引関係をめぐる現状

情報サービス産業では、「多重下請け構造」と呼ばれる複雑な取引関係が形成されており、その下で「人月工数ベース」での価格決定と「技術者の客先常駐」という慣行が定着しており、様々な弊害が指摘されている。

- ① 業務を多段階に分割し段階ごとに契約を取り交わす「多段階契約」は、全プロセスを「一括契約」するのに比べ、費用・納期の面で見積もりと実際のギャップが少ないなどのメリットが大きく、経産省やJISAがシステム開発のモデル契約書で採用している。
- ② しかし、SW調査結果では、「多段階契約が多い」とした企業は32.2%、「一括契約が多い」とした企業が42.9%と一括契約の方が多い。企業規模別にみると小規模事業者は「一括契約」の比率が高い現状にある。
- ③ なお、「仕事の確保に苦労している」企業は、「一括契約が多い」比率が約5割となっている。また、取引先が官公庁・地方自治体の場合は、「一括契約が多い」が7割と突出している。
- ④ 「一括契約が多い」企業では、「人月ベースのみ」の契約が6割とやや多くなっている。
- ⑤ 長時間労働が発生する理由を調査した結果は、下図のとおり。

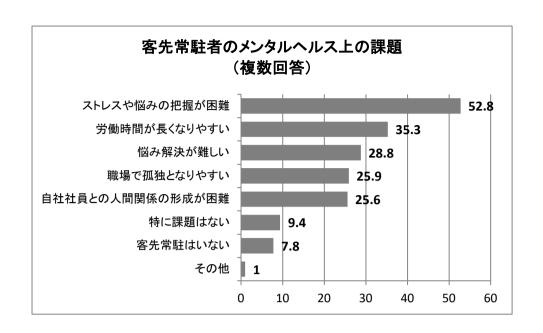


⑥ 「納期」について、適正範囲での契約が難しい場合の対応(複数回答)を調査した 結果は、下図のとおり。



## (3) 経営課題

- ① 別図のとおり、「経営課題」として「技術者の人材育成」「メンタルヘルス対策」「新規技術への対応」など、「人」に関わることが多く挙げられている。
- ② また、客先常駐者のメンタルヘルス上の課題(複数回答)を調査した結果は、下図のとおり。



#### 3. 対策等の現状

#### (1)情報労連の取り組み

- ① 長時間労働是正に向けた取り組み
  - 1)長時間労働の是正は、組合員の健康と命を守る「労働組合活動の根幹」となる重要な取り組み。
  - 2)年間総労働時間「1800時間以下」を含む「時短目標」の設定。
  - 3) 一日の休息時間確保に向けた「勤務間インターバル制度」導入促進。

#### ② 現状・課題認識等

- 1) 労働組合がある企業においても、労使ともに「長時間労働」を前提とした働き方への対処となっている。
- 2) いわゆる「時間外労働」が当たり前(しかたがない)との意識実態にある。
- 3) 心身の疲労回復や健康確保など「労働の質の向上」と「製品・サービスの質の向上」のためには、「休息時間の確保」を前提とした働き方や対応が必要との認識を労使双方でもって、組合員・社員、すべての関係者への意識改革を進めることが重要。

#### (3) 政策的対応

- ① IT業界は、依然、国内企業からのオーダーメイド型の受託開発が中心であり、また、価格設定においても、一人が 1ヶ月で行うことができる作業量と個々の技術者のレベルと関係なく一律単金(人月単金)を用いて算定する傾向が根強く、製品や技術の価値が適正に反映したものとなっていない。これらの取引関係や慣行が長時間労働や過労死等を生じせしめ、業界の魅力低下や人材確保・育成に支障をきたしている。
- ② この点、適正取引の実現が不可欠であり、受発注関係にあるすべての企業等が納期 や品質等に関する共通認識(評価手法の整備)や働く環境整備とWLBの実現に向け、 連携した取り組みが重要。

③ 加えて、国・自治体において、下請法等の法整備や公正労働基準等を含めた公契約 条例の制定、公共調達における「総合評価方式」の導入の促進が不可欠。

以上

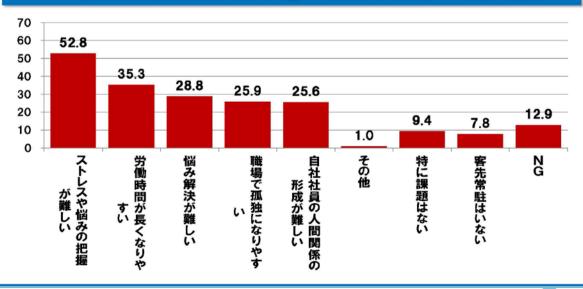
## <参考>

	口卡会体	情報通信業	情報労連	
	日本全体	(IT業界)	(ソフトワーカー実態調査)	
1. 年間総実労働時間	パート含	パー含	2030 時間	
(一般労働者)	1734 時間	1955 時間	(100 人未満 :2060 時間)	
	(2026 時		(1000 人以上: 2005 時間)	
	間)			
2. 時間外労働時間			228 時間	
	132 時間	213 時間	(100 人未満 :213 時間)	
			(1000 人以上:259 時間)	
3. 年次有給休暇取得率	47. 6%	55. 0%	60.9%	
			(100 人未満 : 55.5%)	
			(1000 人以上: 68.9%)	
4. 長時間労働者の割合	0.00/	0.99/		
(週 60 時間以上)	8. 2%	9. 2%	_	
5. 労災支給決定件数	脳・心臓疾患、	精神障がいともに情報サービス業は上位5位		

情報労運

## <別図>客先常駐者のメンタルヘルス上の課題

# 「特に課題はない」(9.4%)で少数



情報労連「ソフトワーカーの労働実態調査2016」